

鳥羽市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に沿って実施する鳥羽市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる対象者は、実施要綱第4に定める事業実施主体（市内で活動するものに限る。）であって、自治総合センターが助成の対象と決定した者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱第2に定める事業であって、自治総合センターが助成の対象と決定した事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を行うために要するもので、実施要綱第6に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱第5に基づき自治総合センターが決定した助成金の額に相当する額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則、規約等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等補助対象事業に要した経費を証する書類
- (2) 補助対象事業施工後の写真
- (3) 施設又は設備の管理運営規程
- (4) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第8条 補助金により取得し、又は効用の増加した財産を自治総合センターの承認を受けずに処分若しくは、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保にしてはならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

(有効期限)

- 2 この告示は、実施要綱が廃止となったとき、その効力を失う。